**令和２年度事業計画**

一般財団法人として定款第３条に定めた、静岡県教育会館の管理運営と県下教育関係者及び県民の教育文化の振興と教育文化活動の支援を通じて、心豊かな地域社会の発展に寄与すると言う目的を達成するために、定款第４条に基づき以下の各事業を実施する。

**１　教育会館の管理・運営及び施設貸与（定款第４条１号）**

　（１）施設・設備の管理について

建物等の施設・設備のうち主要なものは、それぞれ専門業者と管理委託契約を結び、点検・補修等を行い、その他の日常的な業務は、事務局にて行う。

保守管理：ビル清掃・エレベータ保守点検・空調機器保守点検・電気保安点検・防犯警備・AED保守管理・植木管理・汚水貯水槽清掃・害虫駆除・

危険物処理・ゴミ処理・自動扉保守・給排水設備保守・AV 器機保守・消火防火設備保守点検・電話交換機保守・環境衛生管理業務等・防犯カメラリース

保　　険：火災保険・施設賠償責任保険

そ の 他：ケーブルテレビ・光ケーブル

　（２）施設貸与について

事務室は、従来通り１５団体（使用団体は、１８団体。）に提供する。

会議室については、教育関係団体は１年前より、一般の方は９ヶ月前より受付を開始するなど、教育関係者に配慮しつつ、広く一般に開放する。

また、業者と契約し、職員や会議室利用者などのために安価で食事や飲み物を提供する喫茶コーナー「碧」を設ける。

**２　教育文化事業（定款第４条２号）**

　（１）教育講演会の実施

　　　　目　　的　静岡県下の教職員ならびに教育関係者の教養を高めるとともに、地域社会の文化の向上に寄与すること。

　　　　対　　象　静岡県下の教職員ならびに教育関係者およびＰＴＡ、生徒、一般。

　 　開催地区　高校６会場

　　　 予 算 ８９．１万円

　　（２）展示ギャラリーでの美術作品の展示

　　　　　１階及び地階の壁面を年間４０組程度に美術作品等の「展示ギャラリー」として提供する。児童・生徒作品を最優先とし、その他教育関係者を優先しつつ、一般の応募者にも広く提供する。

（３）教育関係諸団体に対する助成

**３　その他の事業（定款第４条３号）**

（１）教育会館図書コーナーの管理・運営

蔵書のあり方の検討、管理・閲覧業務

　（２）「会館だより」の発行・ホームページの充実

　　　　 年１回「会館だより」を発行する。

ホームページの内容を常に最新の情報に更新し、会館事業の周知を図る。

（３）教育関係諸団体の連絡･調整

　　　　 各団体代表者による連絡会を定期的に開催し、安全で確実な管理運営を行うため意見の交換を行う。また、教育関係団体に勤務する職員の連携を密接なものとするため、会長・副会長・世話人を定め、諸行事を実施する。

（４）郵券・ジュース類の販売

　 　 事務局にて切手・収入印紙・はがき等、地階・４階フロアーの自動販売機でジュース類の販売・提供をする。